

デザインホール設営手引き 展示会用

は机、什器等の設置例です。
 1.6m以上の避難通路幅

<会場計画・設営上の注意>

- ① 避難誘導及び消火活動の妨げとならないようにレイアウトしてください。
- ② 設営ができるのは格子線部分に限ります。
- ③ 部分には消防法令により、物を置いたり、封鎖したりできません。
- ④ 主要避難通路は幅員1.6m以上とし、非常口に接続させてください。
- ⑤ 非常口の上部3mの高さにある避難口誘導灯を見通せるようにレイアウトしてください。
- ⑥ } ホール内は2700mm高まで
 拡張スペースは2400mm高まで
 ホワイエは2100mm高まで
- ⑦ 排煙口開放装置の視認及び作動を妨げるようなレイアウトはできません。
 (●前では1400mm高まで)
- ⑧ 扉の開閉を妨げる場所に物を置くことはできません。
- ⑨ 装飾材料は、防災処理したものを使用してください。
- ⑩ 施設内の壁はテープ貼りできません。
- ⑪ 床面が傷つかないように十分注意してください。
 (傷が想定される場合は養生をしてください。養生テープ以外の貼物は使用できません。)

扉が完全に開いた頂点から1.6m以上の通路を設けてください。
 防火扉の可動域内に物を置くことはできません。
 部分には、机、パネル等を設置できます。
 ※ただし物販や人がたまるような展示(体験型の展示やメインの展覧等)は行えません。

待機列はこのエリア内に設置してください。
 ただしトイレまでの動線は確保下さい。

この色の部分はビル共有スペースですので、デザインホール利用者が専有することはできません。

このスペースを受付場所として使用することはできません。
 案内サイン、パネルの設置に限ります。



- 「非常口D・F・Gについて」
- ① 1.6m以上幅の避難通路を接続します。
 - ② 非常扉が隠れないように、パネル等を設置してください。
 - ③ 有効な通路幅が確保されていると、部分に物を設置することができます。
- 「非常口C・Eについて」
- ① 扉前2m角 は物を置くことができません。
 - ② 1.6m以上の幅の避難通路を部分に接続します。
- 「非常口A・Bについて」
- ① 非常扉を全て有効にします。
 (施錠をしたり、扉を塞いだりすることは)できません。
 - ② 非常扉が隠れないように、パネル等を設置してください。
 - ③ 扉直通の1.6m以上の幅の避難通路を部分に接続します。

- <凡例>
- ◎ 屋内消火栓
 - ③ 消火器
 - 排煙口開放装置
 - 避難口誘導灯
 - ⊖ 一般コンセント
 - イベント盤
 - イ) 電源 3相4線100A
 - ロ) 電源 3相3線50A

※講演などで会場内に一部客席を設置される場合は、火災予防条例上、必要な避難通路幅が変わることがあります。